

豊川市監査公表第16号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年9月28日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

## 別 紙

### 財政援助団体等監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象及び期間

##### (1) 対象団体

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
特定非営利活動法人 穂の国まちづくりネ ットワーク (とよかわボランテ ィア・市民活動セン タープリオの指定管 理者)	平成26年度特定非営利活動 法人穂の国まちづくりネッ トワーク会計 (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)	平成27年6月15日 ～ 同年7月22日

##### (2) 所管部署

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
市民部市民協働国際課 (上記団体関係分)	平成26年度一般会計	平成27年6月15日 ～ 同年7月22日

#### 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 対象団体

- ア 公の施設の指定管理の目的、内容について
- イ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- ウ 協定内容の履行について
- エ 会計経理、財産管理について

##### (2) 所管部署

- ア 公の施設の指定管理の目的、内容について
- イ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- ウ 協定内容の履行について

#### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

## 【特定非営利活動法人穂の国まちづくりネットワーク】

### (1) 総括

監査の項目については、一部不適正な事務処理が見られたので、次の点に留意されたい。

### (2) 意見

公の施設の管理運営に当たっては、基本協定書等の内容を、所管部署と相互に確認するとともに、一層の理解に努められたい。

## 【市民部市民協働国際課】

### (1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

### (2) 指摘事項

#### ア 改善事項

基本協定書等について、次の不履行があったので改善されたい。

(ア) 第21条第2項に規定する費目間流用の承認行為がされていない。

(イ) 第24条第2項に規定する持込備品の承認行為がされていない。

(ウ) 第36条第3項に規定する保険証券等の確認行為がされていない。

(エ) 指定管理仕様書6に規定する経理規定が作成されていない。

### (3) 意見

基本協定書等の規定と事務処理に乖離が見受けられるため、協定書等と実務の内容を精査するとともに整合性を図られたい。

今後、基本協定書等の遵守に向けて、モニタリング等の徹底を望むものである。